

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(診療科)</p> <p>第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。</p> <p>2 科に必要な応じて領域を置く。</p> <p>3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。</p> <p>内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，<u>消化器，血液</u>）</p> <p>精神科神経科</p> <p>小児科</p> <p>外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>消化器・移植</u>）</p> <p>整形外科</p> <p>皮膚科</p> <p>泌尿器科</p> <p>眼科</p> <p>耳鼻咽喉科・頭頸部外科</p> <p>産科婦人科</p>	<p>(略)</p> <p>(診療科)</p> <p>第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。</p> <p>2 科に必要な応じて領域を置く。</p> <p>3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。</p> <p>内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，<u>消化器，血液</u>）</p> <p>精神科神経科</p> <p>小児科</p> <p>外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，<u>肝胆膵・移植・消化管</u>）</p> <p>整形外科</p> <p>皮膚科</p> <p>泌尿器科</p> <p>眼科</p> <p>耳鼻咽喉科・頭頸部外科</p> <p>産科婦人科</p>

放射線科
麻酔科蘇生科
脳神経外科
歯科口腔外科
救急科
リハビリテーション科
病理診断科
形成外科

(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【改正理由】

外科学講座の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

放射線科
麻酔科蘇生科
脳神経外科
歯科口腔外科
救急科
リハビリテーション科
病理診断科
形成外科

(略)